

平成 1 9 年 6 月 2 8 日  
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

# 平成 1 9 年第 1 2 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成19年第12回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成19年6月28日(木)  
開会 午後 1時30分  
閉会 午後 2時39分  
休憩 午後 1時44分~午後1時49分

- 2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

- 3 出席委員 藤本 靖 古木 光義  
牧野 征夫 小林 章子  
大澤 祥一

署名委員 小林 章子

- 4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大澤 祥一	教育部長	高橋 眞二
総務課長	渡邊 博	学務課長	島田 文直
指導課長	樋口 豊隆	学校給食課長	石井 雅隆
生涯学習推進センター長	宿澤 正則	体育課長	田中 博
図書館長	藤田 力		

- 5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 五十嵐 敏行 鈴木 啓史

## 案 件

### 1 議案

( 1 ) 立川市スポーツ振興審議会委員の任命について

### 2 報告

( 1 ) 立川市立第一小学校校舎建替等調査検討委員会設置要綱(案)について

( 2 ) 立川市小・中学校における麻しん(はしか)緊急対策について

( 3 ) 平成19年度立川市立小・中学校教育課程届の集約・整理について

( 4 ) 職の分化について

### 3 その他

## 平成19年第12回立川市教育委員会定例会議事日程

平成19年6月28日

教育委員会会議室

### 1 議案

(1) 立川市スポーツ振興審議会委員の任命について

### 2 報告

(1) 立川市立第一小学校校舎建替等調査検討委員会設置要綱(案)について

(2) 立川市小・中学校における麻しん(はしか)緊急対策について

(3) 平成19年度立川市立小・中学校教育課程届の集約・整理について

(4) 職の分化について

### 3 その他

## 開会の辞

藤本委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから、平成19年第12回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に小林委員、お願いします。

お手元のご案内のとおり、本日の案件は、議案1件、報告4件、その他となっております。

## 議案

### (1) 立川市スポーツ振興審議会委員の任命について

藤本委員長 それでは、日程に従いまして、議案から進めてまいります。

1番、立川市スポーツ振興審議会委員の任命について。体育課長、お願いします。

田中体育課長 それでは、立川市スポーツ振興審議会委員の任命について、ご説明申し上げます。

スポーツ振興審議会委員につきましては、スポーツ振興法の18条、概ね2項、3項、4項で、こういった中で、18条の2項では、市町村にスポーツの振興に関する審議会その他合議制の機関を置くことができるというような規定になっていまして、3項では、市町村の委員会に、諮問に応じてスポーツ振興に関する重要事項について調査、審議するというような形があります。

それから、4項では、スポーツ振興審議会の委員は、スポーツに関する学識経験のある者、及び関係行政機関の職員等、これを教育委員会が任命するというような形になっております。

これに基づきまして、お手元に資料があるかと思いますが、立川市のスポーツ振興審議会条例がございます。この中で、設置、第1条で、スポーツ振興法第18条2項及び3項の規定に基づき、立川市スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)を設置するという事になっています。

2条で、審議会の委員は、15名以内をもって組織するという形になっています。

3条で、委員の任期ですが、これは2年というふうに規定しております。

それから、その次に条例の施行規則がございます。この中で、まず委員の選出区分ですが、第2条、社会体育の関係者3名以内というふうになっていますが、現状、立川市が今任命しているのは2名でございます。

(2)で、学校体育の関係者2名以内。これは2名です。

(3)市民2名以内。これも2名を任命しようとしています。

それから、(4)ですが、学識経験を有する者7名以内。これは5名という形にしています。

それから、(5)関係行政機関の職員、これは1名。これは1名で同じ。トータル12名で審議会を設けているということです。

その中で、スポーツ振興審議会については、今申しましたように、重要事項について調査、

審議しというふうなことでなっていますので、役割としては、そういったことを実施していくということになっています。

お手元に、議案の中に名簿がついているかと思いますが、上から2名が社会体育関係者から選出していただきました。1番、岡崎誠氏が立川市体育協会から選任されています。それから、保坂俊幸氏につきましては立川市体育指導員協議会の方から選任されております。次の3、4につきましては学校体育関係者。佐藤喜重郎氏につきましては立川市小学校校長会。福田一平氏につきましては立川市中学校校長会から選出されているということです。5番から9番につきましては学識経験ということになっております。中本哲氏につきましては立川市体育専門学者ということで、東京女子体育大学。それから、笹本忠男氏につきましては立川市自治連合会から選出されています。土屋章氏につきましては、立川市子供会連合会。草場昭氏につきましては立川市老人クラブ連合会。平塚宗雄氏につきましては社団法人立川市医師会。10番が関係行政機関の職員という形で、東京都の多摩立川保健所の企画調整課長ということでございます。

それから、市民公募、渡会弘恭氏、同じく市民公募で渡辺英子氏、この2名を選出しましたが、この2名につきましては、やはりお手元に資料があるかと思いますが、立川市スポーツ振興審議会委員の市民公募要領、これに基づきまして、応募が6名ありました。男の人は3名、女性が3名、トータル6名ありましたが、この6名から公募要領に沿って選出したということでございます。

その選出要領につきましては、スポーツ振興についてという論文を1,200字以内で書いていただきました。これによって、5段階の評価、絶対評価としました。

評価の内容につきましては、課題に対する理解度、2番としまして文章の分かりやすさ、3番としまして立場の中立性・公平性、(4)としまして行政に対する熱意。(5)としましては、内容の充実度、提案力の有無、(6)その他必要と認められること、こういった観点から絶対評価として採点をしました。

選考委員につきましては、まず、委員長が教育長、委員は、教育部長、教育総務課長、生涯学習センター長及び私体育課長、この5名で採点をいたしました。任期2年、それから、もう一つお伝えしておくことは、概ねその任期について3期6年というふうになっておりますが、すべて3期以内。1期が、新しい委員が6名です。2期が3名。3期が2名という形になっております。

以上でございます。

**藤本委員長** 何かご質問はございますか。あるいはご意見をあわせて伺いますが。小林委員。  
**小林委員** 公募の方が男性と女性で、公募でかろうじて女性が1名入っていてよかったなという気がいたしました。市のスポーツ人口の、女性と男性の比率というのはどのくらいでしょうか。女性も多分そんなに少なくはないと思いますので、やはり女性が入ってほしいなと。もう少し増えてもいいかなという気がいたしました。

あと、年齢的にこの女性の方が一番若くて41歳で、平均年齢を計算してみたら58歳だっ

たんですけども、それは多分仕方がないのか分からないですけども、でも、若い方もスポーツする人口は少なくはないと思いますので、若い年代の人が入っていませんけれども、そういう方面も十分に配慮して、若い層のヤングスポーツ、新しいスポーツにも敏感でいてほしいなというふうに思いました。

以上です。

**藤本委員長** 体育課長、お願いします。

**田中体育課長** 委員おっしゃるとおり、女性の任命ということは、もう少しあってもいいのかなと、私も実際思っています。ただ、今回は団体推薦ということで出しました。今回特に注意を払ったところにつきましては、任期ですね。任期が長くなってしまうということがかなり指摘されておりましたので、これを何とか団体に理解をしていただいて、とにかく新しい委員をお願いしたいということを中心をお願いしてきました。委員のおっしゃるとおり、できれば次回からでも、できれば女性を推薦していただくような方法をとってまいりたいというふうに、取り組んでまいりたいというふうに思っています。

以上です。

**藤本委員長** いいですか。他に。なければ、この件はよろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

**藤本委員長** 異議なしと見て、これはこのまま承認することにいたします。よろしく願いいたします。

## 報 告

### (1) 立川市第一小学校校舎建替等調査検討委員会設置要綱(案)について

**藤本委員長** 次、報告に入ります。

報告の(1)番、立川市立第一小学校校舎建替等調査検討委員会設置要綱(案)について。総務課長、お願いします。

**渡邊総務課長** それでは、立川市立第一小学校校舎建替等調査検討委員会設置要綱につきましてご説明をさせていただきます。

第一小学校の建替につきましては、本要綱によりまして、庁内の検討委員会を立ち上げまして、課題の抽出と調査検討に入っていくということにしております。お手元の要綱をご覧になっていただきたいんですが、設置というところで、これは目的と読みかえていただいても結構だと思いますが、立川市立第一小学校の校舎建替の課題、その他必要な事項について、調査検討するためにこの委員会を設置するというところでございます。

それから、第3条にあります。委員会の委員長は教育委員会事務局、教育部長を充てていきます。また、副委員長につきましては、総合政策部長を充てていきたいと思っております。

また、裏面になりますが、委員につきましては、別表のところに役職名のみ入れてありますが、全庁的な観点から、関係する主に課長ということで、11名の委員を充てております。

第一小学校につきましては、平成 15 年の 6 月の議会で請願が出されており、それが採択されております。

本来は平成 17 年度からの第 2 次基本計画に載せるということがベストの状態でしたが、それまでに課題の整理等が整いませんでしたので、今回、第 2 次基本計画で喫緊の課題として取り組むべきことということにつきましては、耐震化計画というようなことがありましたので、この第一小学校の建替につきましては、平成 22 年度からの第 3 次基本計画の中で計画化を図る事業ということで考えております。

本年度に入りまして、耐震化工事も概ねほとんどの計画もかたまり、先が見えてきた状態になりましたので、本要綱により第一小学校の建替について検討の準備に着手するというところで、委員会の設置ということであります。

以上でございます。

**藤本委員長** 説明が終わりました。何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。  
暫時、休憩させていただきます。

午後 1 時 4 4 分休憩

午後 1 時 4 9 分再開

**藤本委員長** 牧野委員、お願いします。

**牧野委員** 第一小学校の校舎建設等に関わる調査委員会の設置、時間的なものが今まで経過の中であるわけですが、その時間がかかったことに対する説明が 1 件と、それから、今後の検討委員会の内容について、簡単に結構ですから、説明を是非お願いしたい。

**藤本委員長** 総務課長、お願いします。

**渡邊総務課長** それではお答えをいたします。

まず、委員会の設置がここまで延びたということにつきましては、第一小学校の建替につきましては、非常に大きな事業ということになりますので、基本計画の中に入れて行う事業という位置づけと考えております。今回、平成 17 年度から第 2 次基本計画のスタートの時期になりました。ですが、平成 15 年の 6 月に請願が出されまして、それから教育委員会としていろいろ検討、課題等もいろいろ検証いたしました。平成 17 年度の第 2 次基本計画までに整理が至らなかったということで、今日に至っております。

今後につきましては、その課題整理等を全庁的な課題として検討をするということで、今回の立川市立第一小学校校舎建替等調査検討委員会を設置して、検討というか、課題のまず抽出作業を行うという委員会を立ち上げるということです。

今後につきましては、平成 22 年度から開始になります第 3 次基本計画の中で計画化を図る事業ということで考えております。

なお、第 3 次基本計画は、平成 22 年度から 5 年間という計画の事業となっております。

それから、繰り返しになりますが、検討の内容といたしましては、現在、こういう建物につきましては、複合化ということも視野に入れていかなければいけない。それから、建設の

方法につきましてもいろいろな方法がありますので、特に今、教育委員会では、学校給食共同調理場もPFIという手法を取り入れるかどうかということで検討に入っておりますので、第一小学校につきましてもそのようなことも検討していくべきというふうに考えておりますので、この検討委員会の中で検討していくということでございます。

以上でございます。

**藤本委員長** ありがとうございます。いかがでしょうか。牧野委員。

**牧野委員** 内容は分かったんですけども、是非お願いしたいのは、さっきも出てきましたけれども、小学校だけが使うような形になるのか、それから、全市的にでも、福祉だとか、子ども家庭部だとか、学校教育だとか、そういうのが合同した庁舎になるのかという部分で、是非新しいモデルのイメージを描きながら、今後にふさわしい校舎建設というのをお願いしたいというふうに、お願いしておきたい。

**藤本委員長** それは、今お話があった複合的な施設も含めて検討するということですね。もう一回それでは総務課長、お願いします。

**渡邊総務課長** 今、委員ご指摘のとおり、いろいろな手法、いろいろな形態、これを検討していくということにしていきたいというふうに考えております。ですから、そういうすべてのものを含めて、この検討委員会を設置いたしまして、教育委員会だけでなく、全庁的な、全市的な考えの中で、第一小学校の建替を考えていくというスタンスで進めていきたいということに考えております。

以上でございます。

**藤本委員長** 他に。小林委員。

**小林委員** そうすると、この委員会は、全庁的ということは、行政の方でということですよ。行政の方が委員になって検討するということですよ。その後、全市的などというお話なので、行政が考えたものと、市民の考えとかがありますけれども、過程の中でそういうものを盛り込んでいく機会というのはあるのでしょうか。

**藤本委員長** 総務課長。

**渡邊総務課長** 要綱の第6条に、委員会は部会を置くことができるということで定めてありますので、まだこれははっきり、検討委員会の中で正式決定していく予定ですが、この中で、例えば市民委員会というものも立ち上げていくべきという意見が出れば、市民委員会も立ち上げていきたいというふうに考えております。

また、そういう実例が近隣市の学校の建替につきましても、市民委員会というものを立ち上げて現実に動いている実例もございますので、そういう市のものも研究、検討して、どういう方法がいいのかということはこの検討委員会の中で決定していきたいというふうに考えております。

**藤本委員長** 教育長。

**大澤教育長** この検討委員会そのものは、どういうふうな課題があるのかという、ここに目的がありますけれども、そういうことを検討するための検討委員会なので、ある程度そ

う課題が整理されて、こういうものを具体的につくっていきたいということになると、ちょっと形が違った設置要綱なりでそういうものをつくるんだらうと思うんですね。基本計画なり、また基本構想なりつくって、その段階で市民に入っていただくなり、パブリックコメントで意見を集約するなり、そうしたことで具体的な計画をかためていくという段取りを今後とっていくんだらうというふうに思うんですが、この段階では、どういう形のものというよりも、一小を改築していくためにどういう課題があって、どうしていったら解決できるのかという、そういう調査をするための検討委員会ということでご理解いただきたいです。

**藤本委員長** 小林委員、総務課長、教育長のお話でいかがでしょうか。

**小林委員** この検討委員会の目的というのはよくわかりました。ただ、課題を見つけた後で、どういう方向に進んでいくかというのをもっと具体化しないと、どんどん遅くなっていくような気がするんですけども、いかがでしょうか。

**藤本委員長** 教育長。

**大澤教育長** さっき総務課長も言ったように、いろいろな課題があるんだらうと思うんですね。ましてや一小の学校そのものを改築なりということはいいいんですが、複合化をというふうなことになるのと、これは全庁的に考えなくてはいけないということがあります。あの敷地の中でそういうふうな要件を満たせるのかと考えていくと、またいろいろな課題が出てくる。まず、一回それをどういう課題なのかというのを抽出しましょうよ、出しましょう。それで、教育委員会が考える問題だとか、いろいろな部署が考える場面だとか、みんなでもって考えましょうと、いろいろ出てくると思うんですね。そういうものである程度粗い一つの方向性が出た段階で、具体的に詰めてしまうのではなくして、その前に基本構想的に、複合的にはこういう施設を入れたらいいよとか、そういう考え方になったときに、じゃ、市民の皆さん方に、こうすることで市の検討委員会ではこういうふうな一つの考え方があるんですが、市民の皆さん、いかがでしょうかということから、市民の意見を聞くような段階になると思うんですね。聞きながら、実際、一小というものをどういう形にしていくか、具体的に詰めていくというのは、当然市民に入っていただいて詰めていく。

ですから、確かに時間としてはかかるんだらうと思うんです。だけれども、22年からの第3次の基本計画に入れるとなると、21年の遅くとも中盤までには、市民の皆さん方のご意見を取り入れた形で具体的なイメージが出てこない、計画には折り込めないということになりますから、タイムテーブルとしては大体そのぐらいの感じになるのかなというふうに思いますが。

**藤本委員長** 教育部長や総務課長は今のようよろしいですか。小林委員はいかがですか。

**小林委員** はい。

**藤本委員長** 他に。古木委員、何かありますか。

**古川委員** ございません。

**藤本委員長** それでは、今の設置案について、報告ということでありましたけれども、よろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

## 報 告

### (2) 立川市小・中学校における麻しん(はしか)緊急対策について

**藤本委員長** では、報告の2番にいきます。立川市小・中学校における麻しん(はしか)緊急対策について。学務課長、お願いします。

**島田学務課長** それでは、立川市立小・中学校における麻しん(はしか)の緊急対策についてご報告いたします。

既に前回の教育委員会、第11回定例会でご報告しておりますが、立川市の小・中学校では、5月8日に第九中学校、上砂川小学校の2校での発症を初発として、4小学校、4中学校で計8名の児童・生徒が麻しんを発症していましたが、これまではどの学校も1名の発症にとどまっております。

立川市としては、1つの学校で複数の感染者が発生したりするなど、予防対策を強めないと集団感染を防げないと判断した場合には、緊急対策として集団予防接種を実施するとしてまいりましたが、6月19日に第八小学校において、4年生、6年生の2名が発熱し、学校を休み、麻しんと診断されました。

このため、第八小学校については集団感染の恐れがあり、緊急対策として、第八小学校の未罹患・未接種の児童に対し、無料で麻しん予防のためのワクチン接種を実施することとし、6月21日に急遽立川市危機管理対策会議幹事会を開催し、その旨の確認をいたしました。

第八小学校の未罹患・未接種児童数は、直近の調査結果では15名と把握されておりましたが、予防接種を行う時点では、自主的な接種が進んだ結果、対象児童数は12名となっております。

お手元に、「第八小学校保護者の皆様へ」とあてた、麻しん対策の立川市教育委員会としての資料が配布してありますが、そこにありますように、接種方法は、麻しん単抗原のワクチンの確保が困難なため、麻しん・風疹(MR)混合ワクチンを使用し、実施いたしました。

実施期間としては、平成19年6月21日から7月31日ということで、これは先の対応も含めまして、7月31日までといたしました。

なお、この予防接種は、あくまで希望される方が対象であり、予防接種の実施を委託いたしました立川市医師会加盟の市内の医療機関で保護者の同伴をお願いして行うこととしております。

以上です。

**藤本委員長** これについてご質問、ご意見ございますか。小林委員。

**小林委員** これは、親が子どもを連れて医療機関に行くということですけども、では、予防接種をしましたということを学校とか教育委員会に報告するようなことは必要ないでしょうか。

**藤本委員長** 学務課長。

**島田学務課長** これについては、第八小学校を通じて、12名の方にはできる限り接種をしていただきたいというお願いをしておりますので、後日確認することになりますけれども、ある程度期間を設けております。また、何度も繰り返しますが、あくまでこれは希望者がやることなので、絶対に強制的なものではございませんので、その旨は明確にしております。

以上です。

**藤本委員長** ありがとうございます。

牧野委員。

**牧野委員** 今回の麻しんの対策について、かなり早く対応を教育委員会がしていったということで、非常にいい対応だというふうに思っています。今後もこういったような、麻しんだけではなくて、予防しなければいけない病気はかなり、インフルエンザを含めてあると思いますけれども、是非今回のような形の流れをなるべく踏襲しながら、早め早めの対応をしていくという、これは市民にとっても大変ありがたいことだというふうに思っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

**藤本委員長** ありがとうございます。

小林委員。

**小林委員** その後の発生状況というのはいかがでしょうか。

**藤本委員長** 学務課長。

**島田学務課長** 学校においては、市内の市立の小・中学校においては、19日以降は、病気の発症はございません。

**藤本委員長** ありがとうございます。

## 報 告

### (3)平成19年度立川市立小・中学校教育課程届の集約・整理について

**藤本委員長** それでは、報告の3番、平成19年度立川市立小・中学校教育課程届の集約・整理について。指導課長、お願いします。

**樋口指導課長** まず、最初におわびでございますけれども、資料の差しかえをよろしくお願ひをいたします。

どの部分が差しかえかと申しますと、 番の中学校選択教科開設状況、この部分についての差しかえでございますが、一冊そのまま変えていただく方がわかりやすいのではないかと申ひまして、そのように資料提供させていただきました。そのことをまずおわびをさせていただきますと思ひます。

それでは、平成19年度の各学校の教育課程の編成につきまして、集約・整理したことでご報告をさせていただきますと思ひます。

まず、内容の1ページ目でございます。めくっていただきまして、「学校の基本方針と立川市教育委員会教育目標の基本方針との関連」というところでございますけれども、昨年度に

なりますけれども、19年度の教育課程編成届出は、平成18年度3月でございます。指導主事が事前に学校教育の指針、それなどを示しながら、各学校を指導し、それを受けて19年度の教育課程の編成の届出事務を行ったわけでございますけれども、かなり昨年度は意識をして、その前年度の教育課程と指導主事が見比べながら、学校の特色、あるいは教育委員会の方向性、そんなものを踏まえた形での作成をということで、教育課程届につきましては、29校全校に対して一旦お返しをして、精査していただいたものを受理すると、そのようなことを昨年度は指導主事の方で行っておりました。

まず、番でございます。番につきまして、学校の基本方針というものは、学校の教育目標を達成するための基本方針でございますので、学校の教育目標を達成するための基本方針が立川市教育委員会の教育目標の基本方針とどういうふうに関係しているのか、そういうことで整理をいたしました。

本年度につきましては、指導主事の方で資料を読み取りながら、特色、特徴のあるものをここに整理をさせていただいております。例えば、ご質問があるかもしれませんが、基本方針の「人権尊重の精神と社会の一員としての自覚の育成」の「心とからだの健康づくり」、中学校はゼロというのは、中学校はそういうことをしないのですかというようなご懸念があるかもしれませんが、あらかじめそのあたりのところはお話をさせていただきますと、特に各学校が強調している内容の大きな項目で整理をしております。

例えば、五中でございますけれども、五中の学校の教育目標は、自ら進んで学ぶ人、責任を果たす人、心身ともに健康な人になろう。六中は、健康で心豊かな人、自ら進んで学ぶ人、責任を果たす人、七中も、たくましく鍛え、自らつくる、深く考え、進んで学ぶ、温かく思いやりをもち、正しく行う、そういうように学校の教育目標の中には必ず心とからだの健康づくりが入っておりましたり、学校の教育活動全体の中では行われておりますけれども、今申し上げたように、例えば五中は、今年は特に今年度学校の教育課程編成で強調したいのは、自ら進んで学ぶ人の部分である。六中で申しますと、自ら進んで学ぶ人、責任を果たす人、このあたりを強調したい。そんなような学校の軽重をつけた中での大きな基本方針でございますので、そのあたりのところでご理解をいただきながら、見ていただければというふうに思っております。

そうしますと、特に本年度、各学校が大きな形で取り組もうとしていること、人権教育の推進、思いやりの心、規範意識の育成、道徳教育の一層の充実、基礎的、基本的な学力の定着、そして保護者、地域住民の参画を求めた開かれた学校の推進、このあたりを本年度は各学校が意識して取り組む。つまり、立川市立の29校としての特色がこのようなところであらわれているのではないかとこのように感じております。

番をご覧いただきますと、2番は、教育課程の届出の中の基本方針と、それに対して、では、どのように指導の重点を持っていくか、その部分の届出と、指導課で示しております学校教育の指針との関連の中で見ていきますと、どのような傾向が見られるのかというようなことでございます。

まずはそういうふうに見ていきますと、確かな力を育成するための特色ある教育課程の編成、少人数指導、あるいは個に応じた指導等による基礎的・基本的な確実な力の定着、それから、開かれた学校づくりの推進、そして 番の部分でございますけれども、自他の生命を尊重し、やさしい心をはぐくむ教育の充実、このあたりのところが 29 校全体の特色ではないかというふうに思います。

そうしますと、 番と 番は非常に関連性があるなというところで、今、立川市の各学校が取り組もうとしている部分は、人への思いやり、自他の生命の尊重、人権教育の推進、そして基礎的・基本的な学力の定着、それから開かれた学校づくり、こういうところにあるというふうに分析できるのではないかなというふうに考えております。

次のページでございますけれども、学校教育法施行規則第 24 条 2、中学校においては第 5 4 条 2、つまり、法的に示された総授業数に対して立川の学校はどうかということで、サンプル的に小学校 6 年生、中学校 3 年生をご用意させていただきました。このように、各学校とも、これはサンプル的な 6 年生と 3 年生ではございますけれども、全校、全学年において適正な授業時数配当を行っているということをご覧いただければというふうに思っております。標準授業数に達している学校は、すべての学校でございます。

それから、小学校 6 年生を見ていただきますと、クラブの時間が空欄になってございますけれども、小学校の課内クラブは、総授業時数の中に含まれない部分でございますが、教育課程届ではきちんと届出が出ております。総授業数の中で含まれない部分、委員会活動、代表委員会活動、学校行事、クラブ活動、これについてはきちんと教育課程届は出されております。ここに数字をお示しした方がよかったなというふうに思っておりますけれども、課内クラブに関しましては、4 年生以上、時数の定めはございませんけれども、国・都の方針を受けまして、立川市におきまして 20 時間程度の実施ということで、最も多い学校が 22 時間、最も少ない学校で 18 時間ということで、20 時間程度のクラブの実施を 4 年生以上で全校で実施をしておるということをご報告をさせていただきたいと思っております。

それから、昨年度から取り組みを行いました、今年 2 年目になりますけれども、着実な学力の定着を目指して、余剰時間を生み出して、教育課程の総授業数、中学校 980 時間、小学校で言いますと 945 時間を 20 時間程度プラス、オーバーする形で余剰時間時数を生み出して、繰り返しの基礎的・基本的な学力の向上ですとか、そんなことに活用してほしいという、その 2 年目に今年がなります。そういうことで、各学校の総授業数は、国が示しております標準授業数を上回っているというところでございます。

この 20 時間の取り組みということにつきましては、2 年目ということでございますので、そのことが今後着実な学力の定着につながっていくかどうか、また、そのことについて各学校の様子を検証していかなければならないのではないかとすることも考えておるところでございます。

次は 番でございます。番号は ということで読み替えていただきたいと思いますけれども、中学校の選択教科の開設状況ということで、中学校の選択教科につきましては、新しい学習

指導要領の方向ではいろいろ議論が中教審でもなされているようでございますけれども、現在、立川市においてどのような取り組みの形で進められているかということでご報告をさせていただきたいというふうに思います。

まず、中学校の選択教科は、総合的な学習の時間と相関関係にございまして、1年生は学校の判断で開設しなくてもよいことになっております。2年生、3年生につきましては、示された適切な時数の中で、各学校のまさに特色を生かしたコース選択ができるようにということで進められております。

これを見ますと、第五中学校では、1年生では開設をしてございません。第八中学校でも開設をしておりません。第五中学校の場合には、学校の考え方として、1年生段階では選択教科で学習集団をあまり細かく分けずに、むしろ総合的な学習の時間の中で、総合的な学習につながっていく、各教科の基礎的・基本的な学力の徹底ということ、学級単位、学年単位で行っていききたいということでの学校の取り組みでございます。

それから、第八中学校に関しましては、1年生で開設をせずに、総合的な学習の時間、委員の皆様にも去年見ていただきました、また今年も見ていただきましたけれども、総合的な学習の中での人権尊重教育の推進、特に生命の大切さということ、1年生の段階できちんと認識させていきたい。これも学校の考え方でございます。

他の学校でございますけれども、開設については学校の考え方でございますけれども、特に時数の多い2年生、3年生に関しましては、1つのコースは、いわゆる国語、数学、理科、社会、英語という教科、そしてもう一つのコースは、実技系の教科を組み合わせ、両方のコースから子どもたちが選択する。それは各学校によって、4期に分けたり、あるいは前期、後期に分けたり、そのような形でコース設定をさせていただきます。

最後のページでございますが、総合的な学習の時間における学習課題及び特色ある教育活動という部分で最後ご報告をさせていただきます。

総合的な学習の時間におきましては、立川全体の中学校を見ますと、確かな力、優しい心で社会のために、まさにそのあたりの部分で立川らしさが出ているのかな。それは、福祉ボランティア的な総合的な学習、それから、様々な人と出会うような国際理解教育、立川、あるいは郷土、我が国の伝統文化を理解するような活動が中心になって学習が設定されているなということを特色としてご報告できるのではないかと思います。

それから、最後でございますけれども、各学校での特色ある教育活動。表の形で整理をさせていただいておりますけれども、例えば、委員の皆様のよくご存じの部分、九小での和太鼓でありますとか、十小で夏期に開いておりますサマースクールの取り組み、長年、南砂や二中が取り組んでおります立川ろう学校との取り組み、それから、幸小学校は、同じ名前の小樽の幸小学校との交流をインターネットなどを通じて行ったりというようなこともございます。

それから、新生小学校、ここに火曜日のロング昼休みというふうにご覧いただけますけれども、昼休みの時間を長くして、トライアルデー、これは体育の活動、運動を一生懸命やる

う。それから、次の週は読み聞かせ、読書を中心にやろう。これもトライアルデーと読み聞かせを行う、体力づくりと読書ということで取り組んでいるというような一つの特色でございます。

二中のあいさつ運動も地域全体を含めての特色ある取り組み、それから、七中での生徒会中心のボランティア活動、これはかなり新聞報道でもなされました積極的な取り組み、そして八中の人権教育、九中での農業体験活動、このようなところが各学校の特色ある教育活動であろうかというふうに思います。

そのようにご報告をさせていただきながら、立川市の各学校の特色、立川市のまさに学校としての特色があらわれている教育課程編成ではないかと思います。昨年度も教育課程をただ実施管理、それだけではなくて内容面をきちんと管理していく、そのことも今年は私どもとしても課題にしていきたいと思います、そのように考えてございます。

最後に、恐縮でございますが、また最初のページに戻っていただきまして、表の 番で番の工「クラブ活動・部活動等の充実と推進」、中学校は斜線でございますけれども、部活動につきましては教育課程外活動ということで斜線にさせていただいておりますけれども、当然ながら、学校管理下の重要な教育活動として各学校で行われてございます。今後は、特色ある教育活動などの中で書き込めるような方策を考えてまいりたいというふうに思っております。

では、以上でございます。

**藤本委員長** 細かいところまでありがとうございました。大変だったと思いますが、こうやって整理していただきますと、市の教育委員会の目標、指針との関連なども非常にわかりやすく目にすることができると思います。細かい部分まで表記できないところもあると思いますが、今のご報告について、何かご質問ございましたら、お願いします。

牧野委員。

**牧野委員** 大変お疲れさまでした。まとめる方が大変だと思うんですけども、その中で非常に気になることは、一番最後のところで説明を受けた、特色のある教育活動。去年もそうだったんですけども、今年はまた違った形でどうなのかなという疑問が出てきたんですけども、特色ある教育、特色とは一体その学校の何なのかということですね。基本的な考え方がどうなっているのかなというのが1つ。その中で、特色ある教育活動と自校でやっている研究テーマ、それとが一緒になってしまっているところが何校もありますけれども、果たしてそれが特色なのかなという部分の疑問が一つ課題に挙がりました。

2点目は、現在、小学校は45分、中学校は50分という授業時数、授業時間。これは弾力性があるといいわけですけども、ただ、それは例えば市の中で40分や45分という授業時数にして、例えば7時間授業をやりたいとか、そういうふうなことを言ってきた学校があるのか、ないのか。今までどおりのような形で時数編成をやっているのか。それにしても、八中さんのように、41時間、約40時間授業時数が多いんですね。他は約1,000時間前後ですけども、40時間といたら相当大きな時数のもので、これはやり方というか、こういう言

い方はおかしいけれども、例えば修学旅行一つをとっても、学校行事の中で文化、伝統の京都歴史の中での学習をすれば、これは社会科の授業であったり、規律や何かをやれば道徳の授業と、様々入れ方によっては時数の改善はできるので、その辺のところ、それにしても40時間は結構多いのかなという気がして、この策はどういうふうな方法で、細かいことは学校に聞かないと分からないと思いますので、また後で結構です、こういう各学校の時数差が出てくることは、僕はいいと思っているんですよ。これこそ特色だろうと思うんです。そういう面ではいいと思うんですね。ただ、内容的にはちょっと知りたいなという、そんな疑問があるだけです。

3点目は、1、2の中で出てくる市の教育目標の基本方針との関連。それから、学習指導の重点の問題ですね。それも含めた中での問題点などで、今一番課題になってくるのは、生命とか食育とか、そういう部分の基本方針がやや欠けているのではないかな。もう少し食育や、郷土を愛するというのはこれから当然出てきますので、新しい教育基本法の改訂の先取りなんかも含めたものもあってもよかったのかなという期待があったんですが、これで見ると、ほとんど少ない。ごくわずかであるというところが、やや新しく行われる教育基本法のものにらんでつくってあるのかな。多分今年の秋ぐらいには教育課程が変わってくる中身を出すか、来年の当初か分かりませんが、そんな中で一つの流れがどんどん流れてくる中で、どういう方向で各学校長が見ているのか。そんなところも分かっただけで結構ですけども、そういうものを含めたこういう基本方針というものをつくっていかねばいけないというふうに私は思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

**藤本委員長** 指導課長、3点ありましたけれども、どうぞよろしくお願いします。

**樋口指導課長** まず、1点目でございますけれども、特色ある教育活動と自校の研究テーマ、合致されている学校もあることについては、例えば、第二小学校が特別支援教育ということで研究を進めておりますので、それを特色の中に入れ込んでいる。学校の活性化、今、委員のご指摘がありましたように、その視点に立ったときには、それがダブっていても構わないだろうというふうに指導課としては判断しております。ただ、特色ある教育活動は、単発的なものでなくて、やはり地域に根ざした、地域の実態を踏まえて、長期的なスパンの中で地域の特色を出していくものであるというふうに考えております。

それから、時間数的なことでございますけれども、今、研究の取り組みを行っております、例えば第七小学校は特色ある週時程の実践ということで、今ご指摘のあったようなモジュール的な扱いをしながら7時間目を生み出して、子どもたちの基礎・基本に当たりたいと、そういう申し出がございまして、それについては、事前に私どもの方で授業などを参観させていただいて、研究として、これからそれが立川全体に広げられることがあれば、そういう区切りの中で是非行ってくださいということをお願いをしております。

モジュール的な扱いに関しては、申し出をいただいたりする中で、弾力的な校長先生のお考えで進めていただいております。

余剰時数の取り扱いでございますけれども、実際の達成時数が余剰時数の部分と合致する

かどうかという部分は当然あるかと思いますが、中学校、前期・後期の中で、3年生は29日、あるいは28日からの登校にして、そこで基礎的・基本的な学習を2時間2日間行う、そんなような形での余剰時数を活用する取り組みはしてございます。

3点目でございますけれども、これは学校教育の指針の改正のときにもご指摘をいただいたところを生かして、直ささせていただいたり、修正させていただいた部分であろうかと思うんですが、やはりこれからの教育の方向性を見ながら、そのことを十分念頭に置いて教育課程編成を進めてほしいということは、校長先生方をお願いをさせていただいております。

それから、これは今後そのような動向の中で、立川市教育委員会の方向性などもまた検討していかなばならないというふうに考えております。

以上でございます。

**藤本委員長** 牧野委員、よろしいでしょうか。続けてどうぞ。

**牧野委員** 是非授業時数だけは多くていいわけでもないし、中身の問題で、どんなふうに指導が行われ、子どもたちが納得して、親が納得しているかというところが一番大きな課題だろうと思います。そういった点が1つと、もう1点は、親の学力もしくは学校を見る目というのは、非常に高い目で見ていますので、そういう面からすると、学校が定める特色もしくは掲げる内容、これらが非常に注視される場所だろうと思いますので、そういったことも考えながら、やはり学校というのは地域に根ざした、地域に生きる学校としてやっていくためには、是非とも今お話ししたようなことをお願いしたいなというふうに思ったところであります。

以上でございます。

**藤本委員長** いいですか、古木委員。

**古川委員** はい。異議なし。

**藤本委員長** 小林委員、何かありますか。小林委員。

**小林委員** 質問したかったことを全部説明していただいたので、特にないんですけども、本当にこうやってデータで表にして見せていただくと、よく現状がわかるなという気がいたしまして、ありがとうございました。特に 番の学校の基本方針とか指導の重点のところ、小学校全校、中学校全校が挙げている項目が3つあったので、立川の特色はこの3つなんだなというふうにはっきりとわかったような気がいたしました。

**藤本委員長** ありがとうございました。

それでは、指導課の方は大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。

## 報 告

### (4) 職の分化について

**藤本委員長** 報告の(4)番、職の分化について。指導課長、お願いします。

**樋口指導課長** それでは、教員の職の分化について、資料をご用意させていただきましたので、ご説明をさせていただきたいと思っております。この資料は、平成19年6月1日、東京都教

育庁人事部よりオープン資料として提示されたものでございます。本日の東京都教育委員会で職の分化についての考え方が了承されるかというところでございますが、私の方からご報告させていただくことは、あくまでこの資料の範囲内でのご報告ということで、あらかじめお話をさせていただきたいと思っております。

教員の職のあり方につきましては、資料の左側でございますが、都が昨年4月に公表した教員の職のあり方検討委員会報告において、教諭と校長の職に関する見直しの方向性が示され、一方、国におきましても、資料の左下でございますが、本年3月、中央教育審議会や今国会で審議中の教育関連三法案において、学校の組織運営体制の見直しを折り込むなど、教員をめぐる動きが活発化しております。

そして、3番の部分を見ていただきまして、現状の部分でございますけれども、教員の職に関する現状を見ますと、校長、副校長、主幹及び教諭と、この4段階という簡素な構成になっております。行政系は9段階、公務員は4段階、そして教諭等の職には、教員の約80%という大多数が在職しております。こうした簡素な構成と、給与制度等が相まって、年功的、一律的な処遇をもたらす傾向にあります。しかしながら、現状では同一の職にある教員の中でも教育面や学校運営面において、職務の困難度や責任の度合いに大きな違いが生じています。

こうした状況を踏まえつつ、教員一人一人の意欲を引き出し、資質能力の向上を図っていくため、教諭等及び校長の職をそれぞれ2つに分化し、主任教諭（仮称）及び統括校長（仮称）を新たな職として設置したいと都は考えております。

今後、国における教員給与についての検討状況を見ながら、東京都教育委員会は都立学校における管理運営規則の改正を行い、人事院委員会勧告、給与改定交渉等を経て、平成20年4月から新たな職への任用を開始する予定にしております。

そうしまして、今後の予定というところを最後お話をさせていただきましたが、今後、東京都教育委員会においては、都立学校の管理運営規則を改正するとともに、区市町村教育委員会に対して同様の規則改正を要請をしていくということで、それを経て東京都人事委員会の方へ報告をする。

任用につきましては、20年4月よりの任用を開始するというところまでの情報の提供でございます。

新たな職として、主任教諭に関しましては、現在の教諭の役割に何かプラスアルファをすることではないけれども、大体経験が9年、10年程度の教員を選考し、主任教諭として位置づけ、積極的に指導監督層である主幹をサポートしたり、若手教員等への指導助言などを行っていく役割を果たしていく。これは実践層でございますが、指導監督等ではないということでございます。まだ案ということでございますけれども。

統括校長に関しましては、各校長が基本的な学校運営にプラスして先進的な取り組みを推進していたり、あるいは改善・改革が必要な学校等、校長の責として、重要、困難な職責を担う校長を職として統括校長に位置づけたいという意向を持っている、そういうことでござ

います。そうしますと、現行の4段階が6段階に分化されていくということでの情報の提供でございます。

今後、また教育委員会で資料提供させていただきながら、本市としても学校管理運営規則の改正の方向性で検討しなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上です。

**藤本委員長** これについては、よろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

**藤本委員長** また都の教育委員会を経て、次の報告がまたなされることというふうに思います。

以上報告を終わります。

### その他

**藤本委員長** 次、3番、その他につきまして、何か提案ございますか。体育課長。

**田中体育課長** 先程、1番の議案の中で、立川市スポーツ振興審議会委員の任命の説明の中で、今回の委員の任期の数を、私は1期6名というふうに言いましたが、7名の誤りです。1期7名、2期3名、3期2名ということでございます。訂正をよろしくお願いいたします。

以上です。

**藤本委員長** という訂正がございましたので、委員の皆様、よろしく申し上げます。

よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

### 閉会の辞

**藤本委員長** では、定例会は以上で終わります。本日は大変ありがとうございました。

次回は、第13回になりますが、7月12日木曜日、1時半からこの場で行いますので、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

午後 2時39分閉会

署名委員

.....

委員長